

応募要領

第1 業務名

経営体育成基盤整備事業小猪岡地区第46号監督支援業務委託

第2 業務の目的

本業務は、経営体育成基盤整備事業小猪岡地区第13号工事における目的物の性能・耐久性、利用者（受益者）の満足度の向上など、工事の品質確保を図るため、監督体制を強化しようとするものである。

第3 業務の概要

1 業務内容

別添「農業農村整備事業監督支援業務特記仕様書」のとおり。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月18日まで

3 対象工事の概要

工事名	施工箇所	予定工期	工事概要
経営体育成基盤整備事業 小猪岡地区第13号工事	一関市巖美町地内	令和7年3月31日 ～ 令和8年3月18日	別添 「特記仕様書」 「明細書」 「図面」 のとおり

第4 応募資格

本業務に応募できる者は、次の1及び2の双方に該当する者とする。

1 対象者

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 令和6・7年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿の土木関係建設コンサルタントに登録され、農業土木業務を申請業務としている者
- (2) 令和7・8年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一規格）の「役務の提供等」において営業品目が「調査・研究」に登録され、「東北地域」の競争参加資格を有する者
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、定款で農業・農村に関する調査又は研究の実施を定めている者

2 参加資格

次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所、事務所又はこれに類する事業拠点を有している者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者でないこと。
- (5) 第 5 に定める「企画提案書の提出について」及び「企画提案書」（以下「企画提案書等」という。）の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けている者でないこと。
- (6) 前号の期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けている者でないこと。
- (7) 岩手県県税条例（昭和 29 年条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 第 1 に示した業務に、応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある、次のア及びイの双方に該当する者を管理技術者として配置できること。

ただし、特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法第 12 条第 4 号に規定する社員であることをもって雇用関係にあるものとみなす。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書等の提出日において、3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ア 次に掲げるいずれかの基準を満たす者であること。

- (ア) 1 級土木施工管理技士
- (イ) 2 級土木施工管理技士で資格取得後 4 年以上の実務経験（農業農村整備事業に関する工事（土地改良施設の維持補修工事を含む）の監督業務又は監督支援業務（補助監督業務の指導監理業務を含む）を行った経験をいう。以下この号において同じ。）を有する者
- (ウ) 1 級建設機械施工技士
- (エ) 2 級建設機械施工技士で資格取得後 4 年以上の実務経験を有する者
- (オ) 技術士・総合技術監理部門（農業－農業土木）
- (カ) 技術士・農業部門（農業土木）

(キ) 大学卒業後 5 年（短大・高等専門学校卒業後 8 年、高等学校・専修学校卒業後 11 年）以上の実務経験を有する者

イ 過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）において、農林水産省、岩手県、県内市町村、県内土地改良区若しくは国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業継承した旧緑資源機構等を含む）が発注した農業農村整備事業に関する工事（土地改良施設の維持補修工事を含む）の監督業務又は監督支援業務（補助監督業務の指導監理業務を含む）を行った経験を有する者

第 5 応募手続き

企画競争に参加する者は、「企画提案書の提出について」（様式 1-1）及び「企画提案書」（様式 1-2）を令和 7 年 4 月 23 日（水）から令和 6 年 5 月 9 日（金）までに、第 11 に示す応募・照会等窓口に持参のうえ、提出すること。

受付は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとする。（正午から午後 1 時を除く。）

(1) 企画提案書の記載内容は、以下のとおりとする。

記 載 項 目		記 載 内 容
1 業務実施体制	管理技術者	業務に配置する管理技術者の資格、業務経験等について記載する。
	現場技術員	業務に配置する現場技術員の資格、業務経験等について記載する。
	現場補助員	業務に配置する現場補助員の選定方法について記載する。
2 工事監督の実施方法	出来形管理及び品質管理の確認	対象工事の内容を踏まえ、具体的な業務の実施方法を提案する。
	緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成	
	工事施工に関する立会、観察、測定	
	工事施工に伴う地元要望等の調査及び調整	
3 積算内訳		企画提案の内容を踏まえた必要経費の積算内訳を記載する。

なお、記載内容について、別途聞き取り調査等を行う場合がある。

(2) 企画提案書の評価の項目及び評価の視点は、以下のとおりとする。

記 載 項 目		記 載 内 容
1 業務実施体制	管理技術者	業務の実施に有効な資格及び業務経験を有しているか。
	現場技術員	業務の実施に有効な資格及び業務経験を有しているか。
	現場補助員	業務の実施に当たり適切な選定方法となっているか。
2 工事監督の実施方法	出来形管理及び品質管理の確認	工事内容を理解し、適切な実施方法となっているか。
	緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成	
	工事施工に関する立会、観察、測定	
	工事施工に伴う地元要望等の調査及び調整	
3 積算内訳		業務の実施に必要な経費が妥当であり、経済的に有利であるか。

第6 見積書を徴収する相手方の特定

見積書を徴収する相手方は、別に定める選定委員会において、第5に示す企画提案書の審査の結果、評価点が最も高い者とする。

なお、審査は非公開とし、選定委員会の委員は公表しない。

第7 質問書の受付及び回答方法

公告に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和7年4月28日（月）までに、第11に示す応募・照会等窓口に提出すること。

また、質問書に対する回答は、令和7年5月2日（金）までにFAX又は電子メール等で回答する。

第8 審査結果の通知

企画競争に参加した者に対しては、企画提案書等の審査結果を通知する。

第9 契約

1 本業務に係る契約は、第6により特定された者と委託契約の協議が整い次第締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合、対象工事の入札が中止された場合等にあつては、委託契約の締結ができないことがある。

- 2 契約保証金は、会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第111条の規定により契約金額の100分5以上の額を納付すること。ただし、同規則第112号各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の一部又は全部を免除する。
- 3 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。
 - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - (2) 著作権

第10 その他

- 1 応募資格を満たす者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、応募資格を認めないことがある。
 - (1) 不正又は不誠実な行為があること。
 - (2) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
 - (3) 業務が重複し、管理技術者による業務の遂行が困難であると認められること。
 - (4) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。
- 2 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出した者の負担とし、当該企画競争が中止された場合であっても、その補償を請求することができないものとする。
- 3 提出された企画提案書等は、返却しない。
- 4 提出された企画提案書等は、当該企画競争に係る事務以外に使用しない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する企画提案書等は、無効とする。
 - (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）に該当する場合。
 - (2) 記名押印をしていない場合。
 - (3) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。
- 6 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する場合は、取消しとする。
- 7 受付期間終了後における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 8 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則変更できない。ただし、病休・死亡・退職等極めて特別な理由がある場合は、変更することができるものとする。なお、変更する場合は、挙証資料を添付のうえ変更通知書を提出すること。

第11 応募・照会等窓口

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方 85-2

岩手県 県南広域振興局農政部 一関農村整備センター

TEL 0191-52-4931 FAX 0191-52-5844

担当者 農地整備課 畑谷 公太